



2022年5月27日

各 位

会社名 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表者名 代表取締役社長 小宮 一浩
(コード：9658 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長
上原 仁
電話 03-3507-1302

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款を変更するものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附 則) (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 平成 28 年 6 月開催の第 49 回定時株主総会 終結前における監査役 (監査役であった者 を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約につい ては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第 36 条の定めるところによ る。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面交 付請求をした株主に対して交付する書面に 記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附 則) (監査役との責任限定契約に関する経過措 置) <u>第 1 条</u> 平成 28 年 6 月開催の第 49 回定時 株主総会終結前における監査役 (監査役で あった者を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契 約については、なお同定時株主総会の決議 による変更前の定款第 36 条の定めるとこ ろによる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措 置)</u> <u>第 2 条</u> 定款第 16 条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の削 除および定款第 16 条 (電子提供措置等) の 新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる ものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日と する株主総会については、定款第 16 条 (株 主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会 の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い 日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022 年 6 月 23 日 (木) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022 年 6 月 23 日 (木) |

以 上